法人文書の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料

機構では、法人文書の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に規定する額を参酌して決定しています。

① 開示請求に係る手数料

開示請求に係る法人文書1件につき300円

② 開示の実施に係る手数料

開示を受ける法人文書1件につき、下表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ右欄に定める額。

ただし、300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは当該額から300円を減じた額。

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1　文書又は図画（2の項から4の項又まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ　閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ハ　複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く）	用紙1枚につき 10 円（A2判については 40 円、A1判については 80 円）
	ニ　複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき 20 円（A2判については 140 円、A1判については 180 円）
	ホ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては 520 円）に 12 枚までごと 760 円を加えた額

	へ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	FD1枚につき 50 円に当該文書又は図画1枚ごとに 10 円を加えた額
	ト　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD―Rに複写したものの交付	CD―R1枚につき 100 円に当該文書又は図画1枚ごとに 10 円を加えた額
	チ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD－Rに複写したものの交付	DVD－R1枚につき 120 円に当該文書又は図画1枚ごとに 10 円を加えた額
2　マイクロフィルム	イ　用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき 10 円
	ロ　専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 290 円
	ニ　用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき 80 円（A3判については 140 円、A2判については 370 円、A1判については 690 円）
3　写真フィルム	イ　印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき 10 円
	ロ　印画紙に印画したものの交付	1枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円）
4　スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ　専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390 円
	ロ　印画紙に印画したものの交付	1枚につき 100 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円)
5　録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音	イ　専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290 円

ディスク	ロ　録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430 円
6　ビデオテープ又はビデオディスク	イ　専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290 円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580 円
7　電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ　用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき 410 円
	ハ　用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき 10 円
	ニ　用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 20 円
	ホ　FDに複写したものの交付	1枚につき 50 円に1ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ　CD―Rに複写したものの交付	1枚につき 100 円に1ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト　DVD－Rに複写したものの交付	1枚につき 120 円に1ファイルごとに 210 円を加えた額
	チ　幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき 7,000 円に1ファイルごとにつき 210 円を加えた額

	リ　幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき 800 円（日本工業規格X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとにつき 210 円を加えた額
	ヌ　幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき 1,800 円（日本工業規格X 6142 に適合するものついては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては、3,200 円）に 1 ファイルごとにつき 210 円を加えた額
	ル　幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき 590 円（日本工業規格X 6129、X6130 又はX6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円）に1ファイルごとにつき 210 円を加えた額
8　映画フィルム	イ　専用機器により映写したものの視聴	1巻につき 390 円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリ映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートルについては 2,650 円）を加えた額
9　スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。）	イ　専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 680 円
	ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数1枚につき 110 円を加えた額
備考　1の欄ハ若しくはニ、2の欄ハ又は7の欄ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

③ 開示請求・開示実施手数料の納付方法

現金、現金書留、銀行振込及び郵便為替（普通為替証書又は定額小為替証書）

※郵送にて開示請求されます際には、窓口にご一報くださるようお願いします。

※郵送手数料、口座振込手数料及び郵便為替発行料金等は開示請求者の負担となります。

※郵便為替（普通為替証書又は定額小為替証書）の場合、郵便局にて購入し開示請求書に添付してください。なお、指定受取人欄は記入しないでください。

④ 手数料の減免

経済的困難により手数料を納付する資力がないとみとめられる方については、開示請求１件につき 2,000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。

※詳細は窓口にお問い合わせください。